



千葉県の笑くぼ

四街道市と下志津病院が、市民の命を守る 「病院前救護所設置協定」を締結しました

－ 災害医療で連携強化 －

四街道市と独立行政法人国立病院機構下志津病院は、令和8年2月2日(月)に、「災害時における病院前救護所設置等に関する協定」を締結しました。

本協定は、大規模災害発生時において、迅速かつ的確な医療救護活動を行う協力体制の構築を目的としています。

救護所は、関係機関協力のもと、医療トリアージを行い、応急手当の実施や重傷者の搬送要否を判断する等、災害時の限られた医療資源を最大限活用し、市民の命と健康を守るための体制の基盤になります。



(写真左:四街道市長 鈴木 陽介

写真右:独立行政法人国立病院機構下志津病院 院長 鬼頭 浩之(敬称略))

■協定締結式

日 時：令和8年2月2日(月) 10時～

場 所：四街道市役所 本館1号棟3階 特別会議室

■協定の概要

大規模災害発生時には、病院前に医療救護所(病院前救護所)を設置し、医師会等の関係機関と連携して、次の医療救護活動を行います。

1. 傷病者のトリアージ(治療の優先順位付け)
2. 軽症者への応急処置及び必要な医療の提供
3. 重症者の医療機関への搬送要否及び転送順位の決定
4. 医療救護活動に必要な体制整備及び措置の実施

お問い合わせ先
健康こども部健康増進課
担当: 塩田
☎043-421-6100